消費税率の引き上げと経過措置

Ⅰ．概要

平成24年8月22日に消費税率引上げを含む「社会保障と税の一体改革関連法」が公布され、消費税（地方消費税を含む）の税率が平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%へそれぞれ段階的に引き上げられる予定です（ただし、引上げに当たっては経済状況等を総合的に勘案し、場合によっては引上げを停止する措置を講ずるとされています）。

消費税が引き上げられると、平成26年4月1日以後に行われる全ての資産の譲渡等に係る消費税について新税率が適用されますが、契約等の実情を勘案して「経過措置」が定められており、適用要件を満たす場合は、引き上げ後においても旧税率を適用することができます。

Ⅱ．主な「経過措置」の適用関係について

①請負工事等

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事や製造に係る請負契約（これらに類する一定の契約を含む）に基づき、平成26年4月1日以後にその契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には5%の税率が適用されます（平成25年10月1日以後に対価の額が増額された場合は、増額された部分は8%の税率が適用されます）。

②資産の貸付け

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年3月31日以前から引き続き貸付を行っている場合(貸付期間や対価の額が定められていること、対価の額の変更・解約をいつでも行えるということになっていないなどの要件があります）には5%の税率が適用されます。

なおリース取引については注意が必要で、「売買」があったものとされるリース取引（例えば所有権移転外ファイナンスリース取引）は「経過措置」の対象となりませんので、契約の締結日に関係なく、リース資産の引渡し時点の税率が適用されます（平成25年10月1日以後に締結された場合でも、平成26年3月31日までに引渡しがされるものは5%が適用されます。また、賃貸借処理を適用し仕入税額控除を分割して控除している場合でも5%を適用することになります）。

③旅客運賃等

平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、美術館、遊園地などの施設への入場料金のうち、平成26年3月31日までに領収しているものについては5%の税率が適用されます。

（みらいコンサルティンググループ）

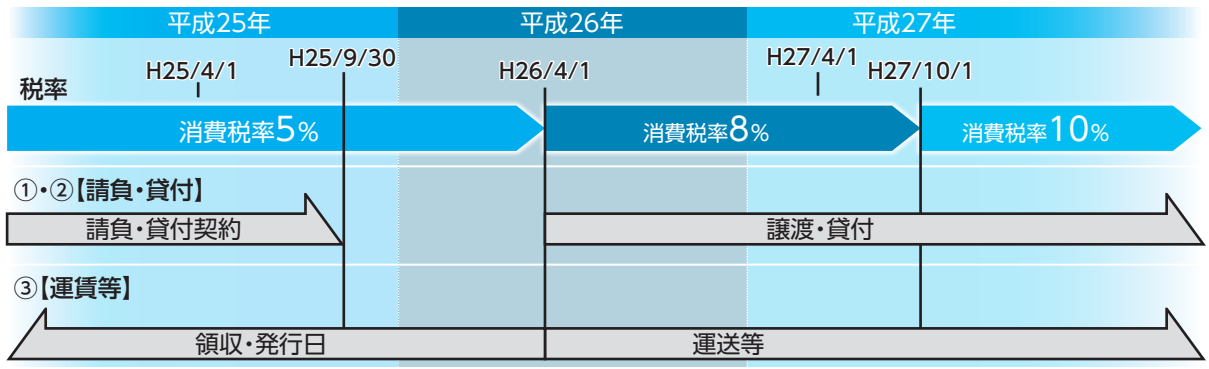

※上記以外にも経過措置が定められています。

計画的な事業承継対策の取組みの必要性

「事業承継対策」というキーワードは、自社株式対策と相続対策を示す言葉として使われがちですが、本来は現経営者から後継者へのスムーズなバトンタッチと、後継者世代において会社の健全な成長を目指すための具体的施策を示す言葉であります。

弊社では「事業承継プランの策定と実行」が事業承継対策において最も有効であると考えています。

「事業承継プランの策定」とは、会社の「事業」、「経営権」、「財産」の現状把握を実施し、中長期経営計画に事業承継時期を盛り込んで具体策に落とし込むことをいいます。

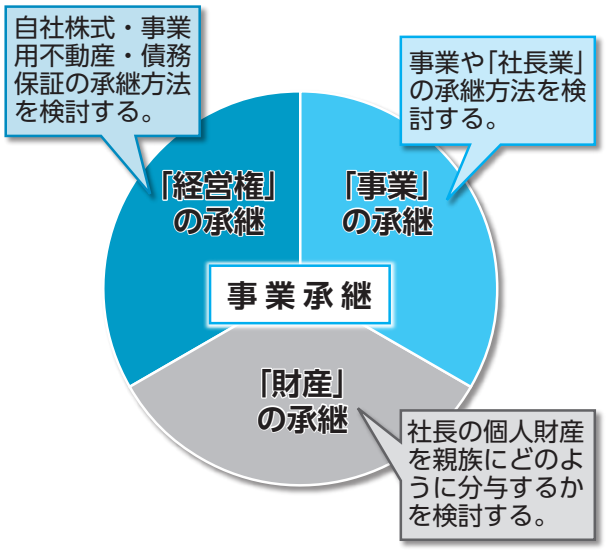

事業承継は、現経営者にとって失敗は許されるものではありません。そのため、事業承継対策を計画的に実施することで、体制移行期や体制移行後の「業績悪化」や「親族内紛争」を回避し、後継者世代における会社の健全な成長につなげることができるようになります。

「事業承継プラン策定」にあたっての重要ポイントを、3つの視点からご紹介しましょう。

〈1〉自らの「引退」を現実のこととしてイメージ

オーナー経営者と言われる方に定年はありません。たくさんの事業承継に身近に接してきましたが、後継者は「育つ」ものではなく、「育てる」ものであることを実感しています。「オーナー経営者」からすれば、物足りない後継者であっても、「こども」が赤ちゃんから成人に成長していくように、「親の立場」として成長を支援していかなくてはなりません。後継者を「育てる」には長い年月が必要であります。まずは引退時期を明確に決めることから始まります。

〈2〉事業承継上の課題を「見える化」と具体策の実施時期のスケジュール化

事業承継プランは、「引退までのストーリー」や「10年後の会社像」をイメージし、現経営者から後継者への「課題の見せる化」と、具体策にすることにより「課題を見える化」が重要です。問題点を浮き彫りすることが、事業承継には必要なのです。

〈3〉事業承継は後継者と不離一体

経営の要である現経営者のご勇退は非常に困難であり、事業を始めるよりも引退することのほうが難しいとも言われています。事業承継プランの策定を通じて「経営理念」や「事業に対する思い」などを後継者にしっかりと伝えることが大切です。一緒に計画的な事業承継に取組むことで、後継者が経営者としての感覚を磨くことができるのです。

（みらいコンサルティンググループ）